

登別市職員の不祥事の再発防止を図るとともに、人事管理の透明性を高め、説明責任を果たすことを目的として、懲戒処分の公表基準を定めております。
については、職員の懲戒処分等を次のとおり行いましたので公表します。

1 被 処 分 者	職 位	主幹職
	年 齢	4 4 歳
2 処 分 年 月 日	令和 8 年 8 月 4 日	
3 根 拠 法 規	地方公務員法第 2 9 条第 1 項	
4 処 分 の 種 類	戒告	
5 処 分 理 由	交通法規違反（著しい速度違反）をしたため	